

市・県民税と所得税

申告は3月15日までに

市・県民税の申告と所得税の確定申告を次の通り受け付けています。申告期限間際になると会場が大変込み合いますので、早めに申告してください。

市・県民税の申告⇨左表の通り
所得税の確定申告⇨左表の会場と成田税務署特設会場(イオン

申告会場

期日	会場	時間
3月15日(木)まで (土・日曜日を除く)	市役所6階中会議室	午前9時～正午 午後1時～5時
3月5日(月)	下総支所2階会議室	
3月6日(火)	大栄支所2階会議室	
3月1日(木)	中郷公民館	午前9時～正午
3月2日(金)	久住公民館	
3月8日(木)	保健福祉館	午前9時～正午
3月9日(金)	三里塚コミュニティセンター	午後1時～3時

・混雑状況によっては、時間前でも受け付けを終了する場合があります

モール成田2階イオンホール・午前9時～午後5時)。ただし、次の人は税務署特設会場で申告してください

- 分離課税となる譲渡所得・配当所得などがある人
- 山林所得・退職所得がある人
- 営業や農業などの事業収入・不動産収入が500万円以上の入
- 青色申告をする人
- 雑損控除を受ける人
- 寄附金控除を受ける人
- 住宅借入金等特別控除を初めて受ける人
- 準確定申告(納税者が出国・死亡した場合の申告)をする人

農業所得や営業所得のある人は、収支内訳書を作成して持ってきてください(昨年の収支内訳書の控えも持ってきてください)。

所得税の確定申告書は国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp/>)の「申告書等作成コーナー」

で作成し、プリントアウトしたものをそのまま提出することができます。

※市・県民税について詳しくは市民税課(☎20-1513)、所得税について詳しくは成田税務署(☎28-5151)へ。

薪ストーブなどの灰

庭や畑へ散布せず
クリーン推進課へ連絡を

市内で、薪まきストーブから発生する灰から高い放射性セシウムが検出されました。

市では、一般家庭で薪を燃料にしたストーブやボイラーなどから発生した灰を回収します。希望する人は、クリーン推進課へ連絡してください。

安全性が確認された場合を除き、庭や畑などへの散布はしないでください。

対象⇨薪・木炭を燃料とする薪ストーブ、暖炉、風呂だきなどから発生した灰

家庭での保管方法⇨周囲へ飛散したり雨などで流失したりするのを防止するため、火を完全に消

して冷めた灰をポリ袋などに入れ、口をしっかり縛り、人が近寄らない場所に保管する

事業所の薪ストーブ、ボイラーなどから発生する灰は、産業廃棄物として事業者が放射性物質汚染対処特別措置法・廃棄物処理法に従って処理してください。

※くわしくはクリーン推進課(☎20-1530)へ。

下水道

排水設備の接続は
市指定工事店で

下水道が整備された地域では、排水設備を設置することで下水道を使用することができます。

排水設備とは、トイレや風呂、台所などの汚水を速やかに公共下水道に流すため、各家庭で設置する排水管や汚水ますなどです。

排水設備工事は、衛生上とても大切な工事です。定められた基準に従って施工する必要がありますので、工事は市指定工事店に依頼しましょう。

※くわしくは下水道課(☎20-1553)へ。

井戸水などの水質検査

申し込み
食品衛生協会へ

食品衛生協会では、食品事業者や市民からの水質検査の依頼を次の通り受け付けています。

予約受付日時⇨月～金曜日(祝日を除く)午前9時～午後5時
予約受付場所⇨印旛合同庁舎内食品衛生協会(佐倉市)

検査方法⇨水曜日(祝日の場合は木曜日)の午前9時30分～11時に、当日採取した井戸水などを同協会に提出

料金⇨会員(食品関係営業者)6,000円、一般7,000円
結果報告⇨約2週間後に検査機関から郵送

※くわしくは印旛合同庁舎内食品衛生協会(☎043-483-1179)へ。



消防テレホンサービス

**災害・火災の情報を
お知らせしています**

市では、火災や救助などの情報を「消防テレホンサービス」でお知らせしています。消防車の出動先を知りたいときなどに、次の電話番号で確認することができます。
電話番号 ☎ 24・3838
※くわしくは消防本部通信指令課 (☎20・1566)へ。

いる内職求人情報を利用するか、
県雇用労働課(☎043・223・2743)に連絡してください。
※くわしくは商工課(☎20・1622)へ。

都市計画審議会委員

まちづくりに参加してみませんか

市では、都市計画に関する事項を審議する都市計画審議会委員を募集します。

女性就業(内職)相談室
**3月30日で
廃止されます**

女性就業(内職)相談室は、3月30日(金)で廃止となります。
今後は、県ホームページ(<http://www.pref.chiba.lg.jp/koyou/naisshoku/kyuujuin/>)に掲載されて

集積所に出さないで

引っ越しなどで出る多量のごみを各地区のごみ集積所に出すと、周囲の迷惑になることがあります。

引っ越し時のごみ

※くわしくは都市計画課(☎20・1560)へ。

応募方法 ☎ 都市計画課(市役所5階) かつ同課ホームページ(<http://www.city.narita.chiba.jp/sisei/sosiki/foshikei/>)にある申込書に必要事項を書いて、「成田市のまちづくり」をテーマとした小論文(800字程度)を合わせて、直接・郵送・Eメールで3月30日(金)(必着)までに都市計画課(☎286・8585 花崎町760、Eメール toshikei@city.narita.chiba.jp)へ

市長日誌

【2月1日～15日】

1日	グレード・アップ「ナリタ」活用戦略会議
2日	社会福祉協議会表彰式・感謝状贈呈式 人権擁護委員退任に伴う感謝状贈呈式
3日	成田山節分会 宗吾堂山節分会
5日	消防出初め式
7日	千葉県市議会議長会研修会
8日	ジェットスター CEO国内線就航表敬訪問 数え100歳祝い贈呈訪問 成田POPラン大会実行委員会 宮城県南三陸町長との意見交換会
9日	生涯大学院公開講座
10日	印旛郡市広域市町村圏事務組合議会定例会
11日	千葉県少年野球認定指導者講習会 成田市野球協会定時総会
12日	青少年交流綱引き大会 成田地区高等学校書道展
15日	成田国際空港騒音対策委員会 成田地区部会



感謝状を贈呈(5日)



次の通り直接処理施設に持ち込むか、一般廃棄物収集運搬許可業者へ処理を委託してください。

下総・大栄地区を除く地区

直接処理施設に持ち込む場合

- 「燃やせるごみ」：いずみ清掃工場(☎36・1689)
- 「ビニール・プラスチック類」「ビン・カン・ガラス」「金物・陶磁器類」：リサイクルプラザ

受付日時 ☎ 月～土曜日(祝日を含む) 午前8時30分～正午、午後1時～4時30分

許可業者に処理を委託する場合

成田市一般廃棄物収集運搬許可業者(下総・大栄地区を除く地区の収集運搬許可業者)へ委託してください。

下総・大栄地区

直接処理施設に持ち込む場合

- 「可燃ごみ」「ビン・カン」「不燃

4月からの下総・大栄地区の自己搬入先

4月から下総・大栄地区で発生するごみの自己搬入先が次のようになります。搬入券は必要ありません。

- 可燃ごみ(ビニール・プラスチックは除く)…いずみ清掃工場(☎36-1689)
- ペットボトル、ビン・カン、不燃ごみ、ビニール・プラスチック…リサイクルプラザ(☎36-1000)

※くわしくはクリーン推進課(☎20-1530)へ。

許可業者に処理を委託する場合

成田市一般廃棄物収集運搬許可業者(下総・大栄地区の収集運搬許可業者)へ委託してください。
※くわしくはクリーン推進課(☎20・1530)へ。

市民課または支所市民福祉課へ

転入・転出・転居届

世帯の全員または世帯員の住所が変わるときは、市民課(市役所1階)、下総・大栄支所市民福祉課、市民課赤坂分室で手続きをしてください。

届け出は、原則として本人または同一世帯の人が行ってください。代理人が届け出を行う場合は、委任状が必要です。異動する人の氏名、生年月日、異動日、新・旧住所、新・旧世帯主氏名を確認してください。

届け出時に本人確認をします。住基カード、運転免許証、パスポートなどを持ってきてください。**転入したとき(転入届)**

市外から成田市に移ってきたときは、14日以内に手続きをしてください。

必要なもの 前住所地の市区町村が発行した転出証明書・年金手帳(国民年金に加入している人)
転出するとき(転出届)

成田市から市外へ移るときは、転出証明書を発行します。

必要なもの 国民健康保険証、介護保険証、後期高齢者医療保険

証(いずれも加入している人)

転出届は郵送による手続きも可能です。異動日、転出先、転出先での世帯主氏名、成田市での住所・世帯主氏名、転出する人全員の氏名・連絡先(昼間連絡がつかないところ)を書いたもの、返信用封筒(切手の貼ってあるもの)、本人を確認できる書類(住基カード、運転免許証、健康保険証などのコピー)を市民課(〒286-8585 花崎町760)に郵送してください。転出証明書を送付します。

市内で転居したとき(転居届)

新住所に移ったときは、14日以内に手続きをしてください。

必要なもの 国民健康保険証、年金手帳、介護保険証、後期高齢者医療保険証(いずれも加入している人)

世帯主が変わったとき(世帯主変



更届

世帯主が変わったときは、変わってから14日以内に手続きをしてください。

必要なもの 国民健康保険証(加入している人)

窓口は、4月下旬までの期間(特に3月末と4月第1週)と月曜日は大変込み合います。余裕を持って手続きしてください。また、市役所本庁舎では、日曜日に開庁し、転出入の異動届や印鑑登録、各種証明書の発行、申請の受け付けなどを行っていますので、利用してください。

※くわしくは市民課(☎20-1525)へ。

水道水の排水作業

3月は並木町地区で

作業日時 3月5日(月) 午後11時

～翌午前5時

予定地区 並木町地区

予定地区では、一時的に減水・濁りなどが発生することがあります。受水槽を使用している場合は、適切な措置をお願いします。

※くわしくは水道部工務課(☎22-0269)へ。

し尿のくみ取り

引越す前に連絡を

引越すなどで最後のくみ取りとなる場合や、くみ取りの必要がなくなった場合は、早めに環境衛生課へ連絡してください。

また、世帯主の名義が変更になった場合も連絡をお願いします。料金の支払いは、口座振替の利用をお勧めします。納入通知書、預金通帳、届出印を持って市内各金融機関へ申し込んでください。
※くわしくは環境衛生課(☎20-1531)へ。

市内の放射線量測定結果

単位：マイクロシーベルト/時

施設名	測定日	測定の高さ1m	測定の高さ0.5m	測定の高さ0.05m
小中学校(40カ所)	1/17~31	0.04~0.11	0.03~0.16	0.03~0.12
保育園・幼稚園・認可外保育施設(36カ所)	1/17~31	0.04~0.09	0.05~0.10	0.04~0.11
保育園・幼稚園・認可外保育施設の砂場・プランコなど	1/17~31	-	0.04~0.12	0.04~0.25
子どもの遊び場(44カ所)	2/1~2	0.07~0.18	0.07~0.19	0.06~0.19
体育施設(37カ所)	2/8~10	0.05~0.19	0.05~0.20	0.06~0.22
市役所(花崎町)	2/6	0.11	0.13	0.16
	2/13	0.11	0.12	0.14
下総支所(猿山)	2/6	0.14	0.15	0.16
	2/13	0.12	0.12	0.13
大栄支所(松子)	2/8	0.11	0.10	0.09
	2/13	0.09	0.09	0.09
大清水大気測定局(遠山中敷地内)	2/6	0.11	0.13	0.15
	2/13	0.10	0.11	0.12
幡谷大気測定局(久住体育館隣り)	2/6	0.13	0.14	0.16
	2/13	0.11	0.12	0.13

※小中学校の通学路261地点の測定結果については、市ホームページ(<http://www.city.narita.chiba.jp/sisei/sosiki/kyoshido/std0058.html>)に掲載しています。各施設の測定結果は、市のホームページ(<http://www.city.narita.chiba.jp/sisei/sosiki/koho/110311.html>)に掲載しています。くわしくは環境対策課(☎20-1532)へ。